

セルロースナノファイバー活用製品実用化推進事業

# 補助事業実施の留意事項

【令和4年度版】

宮城県経済商工観光部新産業振興課

本事業に関する問い合わせ先

経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班

【電話 022(211)2721】

【FAX022(211)2729】

# 目次

<b>1</b>	<b>スケジュール</b>	
1-1	交付申請書提出後のスケジュール	1
<b>2</b>	<b>補助金取扱の注意</b>	
2-1	補助の対象となる経費	2
2-2	人件費の取扱いについて	8
2-3	補助対象とならないもの	11
2-4	補助金の支払いについて	12
2-5	補助事業者から受注業者への代金の支払いについて	12
2-6	消費税の取り扱いについて	12
2-7	事業内容の変更について	13
2-8	補助金により整備した設備（財産）の管理について	13
2-9	他の補助事業の取り扱いについて	13
2-10	補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方	14
<b>3</b>	<b>実績報告書の作成</b>	
3-1	関係書類の整理	15
3-2	補助金計算上の注意	16
3-3	実績報告書の作成及び県担当者への提出	16
<b>4</b>	<b>参考資料</b>	
4-1	【別表1】等級単価一覧表（健保等級適用者）	17
4-2	【別表2】等級単価一覧表（健保等級適用者以外）	18
4-3	【様式1】健保等級証明書	19
4-4	【様式2】給与証明書	20
4-5	【様式3】補助業務従事日誌	21

# 1 スケジュール

1-1

## 交付申請書提出後のスケジュール

令和4年6月30日まで	補助金交付申請書の提出 【事業者→県】	要綱様式 1
↓		
令和4年7月下旬	審査会（申込多数の場合は書類審査を実施する場合があります）	
↓		
令和4年8月上旬	補助金交付決定 【県→事業者】	
↓		
令和4年10月20日まで	遂行状況報告書（9月30日現在）提出 【事業者→県】	要綱様式 5
↓		
受理後	遂行状況等担当者打ち合わせ 【現地等】	
↓		
令和5年1月20日まで	遂行状況報告書（12月31日現在）提出 【事業者→県】	要綱様式 5
↓		
受理後	遂行状況等担当者打ち合わせ 【現地等】	
↓		
補助事業の完了日から20日以内、 又は令和5年4月20日までの いずれか早い日	実績報告書提出 【事業者→県】	要綱様式 6
↓		
受理後	完了検査等（現地調査） 【県→事業者】	
↓		
完了検査後	補助金の額の確定 【県→事業者】	
↓		
額の確定後、約1か月程度	補助金の精算払 【県→事業者】	
↓		
補助事業終了後3年間の事業化状況の報告 【令和5年度分】 令和6年4月20日まで 【令和6年度分】 令和7年4月20日まで 【令和7年度分】 令和8年4月20日まで	経過報告書の提出 【事業者→県】	要綱様式 11

※ 事業完了（支払完了）期限は、令和5年3月31日までとなります。

# 2 補助金取扱の注意

2-1

補助の対象となる経費

【補助対象となる技術（製品）開発費及び需要開拓費】・・・次のすべてを満たすもの

- ① 補助金の対象になるのは、申請期限の翌日（令和4年7月1日）から令和5年3月31日までの間に要した経費に限ります。
  - 注1）支払根拠が発生する資料（仕様書、見積書等）が申請期限の翌日（令和4年7月1日）以降のものでなければ補助対象となりません。
  - 注2）単価50万円（税抜き）以上の物件については原則として2社以上から見積をとることが必要です。ただし、発注（委託）内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。なお、海外企業から調達を行う場合も同様です。
- ② 対象となる経費については、別表（※）に掲げるものです。
  - 注）他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。
- ③ 本補助金において対象経費としている技術（製品）開発費のうちの人件費については、技術（製品）開発に直接関与する者の人件費（ただし、直接作業時間に対するものに限る。）であり、かつ、当該技術（製品）開発に直接関与したことを明らかにすることのできるものに限られます。また、技術（製品）開発費に占める人件費の割合は2分の1を限度とします。

※ 別表（補助の対象となる経費）

経費区分		内 容
技術 （製品） 開発費	原材料費	<p><b>【原材料費及び副資材の購入に要する経費】</b></p> <p>◆技術（製品）開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費</p> <p>注1 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。</p> <p>注2 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管（保管が困難なものは写真撮影による代用も可）しておく必要があります。</p>

<p><b>機械装置費</b></p>	<p><b>【機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費】</b></p> <p>◆技術（製品）開発に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費</p> <p>◆技術（製品）開発に必要な機械装置を外注により試作、改良、据付け、修繕をした場合に要する経費</p> <p>◆技術（製品）開発に必要な機械装置、分析等機械装置を借上した場合に支払われる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製作、購入 取得価格が5万円以上（税抜き）のものであって、かつ使用可能期間が1年以上のものが該当します。</li> <li>○ 改良・加工 機械・設備等と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械・設備等の動作に著しく弊害が出るもので、軽微なものに限ります。</li> <li>○ 既存設備の移設 補助目的を達成する上で新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある場合認めます。ただし、移設に係る経費が、既存設備と同等の新たな設備の導入に係る経費に比べて経済的合理性がある場合に限ります。</li> <li>○ 機械装置費にて購入又は製作した機械装置等の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した補助事業者が一切の管理責任を負うものとします。</li> <li>・補助事業者が購入した機械装置等を、研究体内の補助事業者以外の参加者が所有する場所へ設置し、使用することは可能ですが、補助事業者が使用者に対して機械装置等の使用を管理する帳簿を具備させる等を行ってください。</li> </ul> </li> <li>○ 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（税抜き）の機械装置等 補助事業の完了後においても管理の義務や財産としての処分制限が課せられます。</li> </ul> <p>注1 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置費」となります。</p> <p>注2 「借用」とは、いわゆるリース・レンタル等をいい、見積書、契約書等が確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。</p> <p>注3 「据付け」とは、機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。</p> <p>注4 補助事業において、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上の機械装置等を取得又は改良等した場合には、補助事業が終了した後もその機械装置等（以下「取得財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らねばなりません。また、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けてください。</p> <p>注5 本事業で購入する機械装置等を担保に金融機関から借入を行う場合、県への事前承認が必要です。ただし、担保権実行時には補助金の返還を求められる場合があります。</p> <p>注6 共同体組織で1つの機械装置等を購入する場合も対象となりますが、その場合、各事業者が機械装置等を支出割合に応じ按分する等の方法により、それぞれ資産計上してください。資産計上されていない事業者では補助金対象経費の対象外となります。</p>
---------------------	--

<p><b>工具器具費</b></p>	<p><b>【工具器具の購入，試作，改良，据付け，借用又は修繕に要する経費】</b>  ◆技術（製品）開発に必要な機械装置等の製作をするための工具・器具の購入に要する経費  ◆技術（製品）開発に必要な機械装置を製作するための工具・器具を外注により試作，改良，据付け，修繕をした場合に要する経費  ◆技術（製品）開発に必要な機械装置を製作するための工具・器具を借上した場合に支払われる経費</p>
<p><b>外注加工費</b></p>	<p><b>【外注加工に要する経費】</b>  ◆技術（製品）開発に必要な原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究体参加者と外注契約を結ぶ場合について <ul style="list-style-type: none"> <li>・外注内容及び金額等を明記した契約書を交わしてください。</li> <li>・交付決定時又は補助事業終了後の補助金額確定の際に，その金額の妥当性等（経費の内訳等を含む）について説明又はその内容を記載した書面の提出を求める場合があります。その金額が，当該研究体参加者が通常設定している価格に比して著しく割高である等，妥当でないと判断される場合は，当該外注費について，交付決定又は補助金額の確定時に減額することがあります。</li> </ul> </li> <li>○ 外注ができないものについて <p>実施内容や成果物等について創意工夫，検討が必要であり，仕様書において実施内容を具体的に指示できない研究要素（事業化に必要な技術課題の解決に向けた開発，試験，分析結果等を踏まえた製品化，製品の改良等）は，外注できません。これらの内容について補助事業者以外の研究体参加者に実施させる場合は，共同研究契約又は委託契約としてください。</p> <p>なお，補助事業者間での外注契約に係る費用は，計上できません。</p> <p>注1 外注加工先が，機械装置等を購入する費用は補助対象になりません。</p> <p>注2 外注加工先との書面による契約の締結が必要です。</p> <p>注3 機械装置等の製作を外注する場合は，機械装置費に計上してください。</p> </li> </ul>
<p><b>分析等費</b></p>	<p><b>【技術（製品）開発に係る分析等に要する経費】</b>  ◆技術（製品）開発に必要な分析，解析，試験等に支払われる経費</p> <p>◎ 分析，解析，試験等を委託により実施する場合の委託費の取扱について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託費の計上について <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費の内訳について，経費明細書を作成する必要があります。</li> <li>・委託費に計上する各経費についての考え方は，原則として補助事業者における各経費の考え方と同一とします。</li> </ul> </li> <li>○ 一般管理費について <p>実証研究以外の業務のみを委託する場合は，委託先において諸経費として計上することを認めます。</p> <p>※一般管理費の上限は，委託先の直接経費の10%とします。</p> <p>※直接経費とは，本事業実施のために必要な評価・実証研究費，労務費，諸経費（一般管理費を除く）をいいます。</p> </li> <li>○ 委託契約の締結にあたって <p>委託研究の内容，金額を具体的に明記した契約書を交わす必要があります。また，原資が補助金であることから，委託先の経理については直接補助金を受ける補助事業者と同様の処理が必要であり，補助事業者から委託先に対する支払額を確定する場合には，補助事</p> </li> </ul>

	<p>業者が委託先の各種帳票類を確認しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託研究により生じた成果物（知的財産権等を含む） 補助事業者に帰属させることを原則とします。ただし、委託先が大学等、公的研究機関等である場合であって、当該機関の有する内部の契約方針等（本事業のためだけに策定された場合を除く）により、成果物を補助事業者に帰属させることが困難なときは、当該機関と契約しなければ補助事業の目的を達成できない場合に限り、委託先の契約ルールにそって、成果物の一部又は全部を補助事業者に帰属させない内容とすることができます。ただし、成果の一部又は全部が補助事業者に帰属しないことにより、事業化に支障がでないようにしてください。</li> <li>○ 外部の機関に技術（製品）の開発の一部を委託する場合の経費 外部の機関とは、補助事業者が技術課題を解決する上で、専門技術的な見地から有効な解決方を提案・支援することができる以下に掲げる者としてします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究機関（独立行政法人等）</li> <li>・ 国立大学法人，公立大学法人，私立大学法人，並びに国公立高等専門学校</li> <li>・ 地方公共団体が設置する試験研究機関（地方独立行政法人を含む）</li> <li>・ 財団法人，社団法人及び地方公共団体が出資を行っている法人等</li> <li>・ その他補助事業に関する分野における専門技術的見地を有していると認められる法人等</li> </ul> </li> </ul> <p>注1 外部の機関が機械装置等を購入する費用は補助対象になりません。</p> <p>注2 委託先との書面による契約の締結が必要です。</p> <p>注3 委託費には、間接経費又は一般管理費（直接経費の10%を限度とします。）を含みます。</p>
<p><b>技術指導受入費</b></p>	<p><b>【技術指導の受入に要する経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 技術（製品）開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費 ※ 技術指導受入費で認める技術指導，知的財産権等を所有する他者から取得（実施権の取得を含む。）を行う場合は書面による契約の締結が必要となります。</li> <li>◎ <b>専門家謝金</b> 本事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる経費</li> <li>◎ <b>専門家旅費</b> 本事業遂行のために必要な旅費として、依頼した専門家に支払われる経費</li> </ul>

<p>共同開発費</p>	<p><b>【技術（製品）開発を共同で行う場合に要する経費】</b>  <b>◆大学，研究機関等と共同で技術（製品）開発を行う場合に要する経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同開発費の計上について <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置費の計上については，下記の違いがありますので，注意してください。  補助事業者である共同開発先・・・機械装置費の計上可  補助事業者ではない共同開発先・・・機械装置費の計上不可</li> <li>・補助事業者と共同開発先とで費用を分担する場合は，補助事業者が負担している部分のみが補助対象です。</li> <li>・共同開発費の内訳は，経費明細書を作成する必要があります。</li> <li>・共同開発費に計上する各経費についての考え方は，原則として，補助事業者における各経費の考え方と同一とします。（機械装置費を除く。）</li> </ul> </li> <li>○ 共同開発の締結にあたって  共同開発内容・共同開発費（共同開発の金額）を具体的に明記した契約書（共同開発契約書）を交わす必要があります。また，原資が補助金であることから，共同開発先の経理については直接補助金を受ける補助事業者と同様の処理が必要であり，補助事業者から共同開発先に対する支払額を確定する場合には，補助事業者が共同開発先の各種帳票類を確認しなければなりません。</li> <li>○ 共同開発により生じた成果物（知的財産権等を含む）  補助事業者に帰属させることを基本としますが，それでは共同開発先との契約が困難（例：大学等，公的研究機関等の契約方針等で知的財産権の取扱いが決められている）であり，かつ補助事業の目的を達成するには当該機関と契約することが必要な場合は，成果の一部又は全部について補助事業者に帰属させない内容とすることができます。ただし，成果の一部が補助事業者に帰属しないことにより，事業化に支障が出ることをないようにしてください。</li> </ul>
<p>人件費</p>	<p><b>【技術（製品）開発に直接関与する者の人件費】</b>  <b>◆ただし，直接作業時間に対するものに限る。</b>  <b>※技術（製品）開発費に占める人件費の割合は2分の1を限度とする。</b></p>
<p>その他の経費</p>	<p><b>【技術（製品）開発に係るその他の経費】</b>  <b>◆技術（製品）開発に当たって，特に必要と認める経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 放射光施設等の専門的施設を利用するために必要となる経費  放射線業務従事者教育訓練講習会の受講料，電離放射線健康診断受診料等（対象者は本事業遂行のための必要最低限の人数に限る）</li> <li>◎ 知的財産権等関連経費  技術（製品）の開発，役務の開発・提供方法等と密接に関連し，技術（製品）の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費  注1 今回の事業の成果に係る発明等ではないものは，補助対象になりません。また，事業期間内に出願手続きを完了していない場合は，補助対象になりません。  注2 知的財産権の取得に要する経費のうち，以下の経費については，補助対象とはなりません。  （1）日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料，審査請求料，特許料等）  （2）拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費</li> </ul>



		<p>注3 国際規格認証の取得に関する経費については、補助対象になります。</p> <p>注4 補助対象経費総額（税抜き）の3分の1を限度とします。</p> <p>◎ <b>運搬費</b> 運搬料，宅配・郵送料等の支払に要する経費</p> <p>◎ <b>旅費</b> 旅費を計上する場合の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該企業，大学等又は公的研究機関等の旅費規程等により算定された経費であることが必要です。</li> <li>・航空機を利用した場合は，領収書及び搭乗半券等が必要です。</li> <li>・社用車，自家用車，レンタカーの利用に係る諸経費（ガソリン代，高速料金，駐車料金等）は，補助事業者の旅費規程等で認められている場合に限ります。</li> <li>・タクシー利用に係る経費は，他に交通の便がない又はバスの運行数が少ない等，補助事業の実施に著しく支障を生じる場合に限ります。なお，タクシーを利用した場合は，利用理由及び領収書等が必要です。</li> <li>・普通席料金以外の鉄道賃及び航空賃は認められません。（グリーン料金（A寝台もこれに準ずる），航空賃等のファーストクラス料金等）</li> </ul>
--	--	---

## 2-2

## 人件費の取扱について

### 1. 対象となる人件費について

- 人件費については、本補助事業の技術（製品）開発に直接関与する者（以下「事業従事者」という。）の人件費のうち直接作業時間に対するものに限り、
- 技術（製品）開発費に占める人件費の割合は2分の1を限度とします。なお、実績報告時に人件費以外の技術（製品）開発費の補助対象経費が減額された場合、人件費の補助対象経費が減額になることがありますので、ご注意ください。

### 2. 人件費の算出について

$$\text{人件費} = \text{時間単価} \times \text{直接作業時間}$$

※時間単価及び直接作業時間については、以下のとおり、事業従事者一人一人について算出します。

## 2-2-1

## 健康保険等級（以下「健保等級」という。）適用者

- 1 次の要件をすべて満たす者の時間単価については、健保等級を用いて、等級単価一覧表により該当する時間単価を適用します。
  - (1) 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該補助事業に従事する者。ただし、役員（使用人兼務役員は除く）及び日給又は時給での雇用契約者は、健康保険法による健康保険加入者であっても、等級単価適用者以外の者として取り扱います。
  - (2) 健康保険法による健康保険加入者で、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。
- 2 時間単価は、賞与回数に応じて次の各号に応じた区分を選択します。
  - (1) 賞与が支給されない者、又は年4回以上支給される者  
⇒別表1 等級単価一覧表《A区分》
  - (2) 賞与が年1～3回まで支給されている者  
⇒別表1 等級単価一覧表《B区分》

## 2-2-2

## 健保等級適用者以外の者

- 1 給与形態別に次の単価を適用します。
  - (1) 年俸制 年額を12で除した額を月給相当額とし、別表2 月給単価算出表の「月給範囲額」により該当する時間単価
  - (2) 月額制 別表2 月給単価算出表の「月給範囲額」により該当する時間単価
  - (3) 日給制 日額を所定労働時間で除した金額
  - (4) 時給制 当該時給額
- 2 人件費の対象となる経費は次のとおりです（健康保険の報酬月額算定に準ずる）。  
基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給と相当額など金銭で支給されるもの

- 3 通勤手当は次のとおり取り扱います。
  - (1) 年俸制又は月額制適用者  
給与明細、雇用契約書、就業規則等から確認できる通勤手当の額を、「月給範囲額」に加算することができます。
  - (2) 日給制又は時給制適用者  
通勤単価（※）を所定の労働時間で除し得た額を、それぞれ「日額を所定労働時間で除した金額」「当該時給額」に加算することができます。ただし、給与明細、雇用契約書、就業規則等から通勤手当の額を確認できるものに限りです。  
※通勤単価：雇用契約書等に明示された内容から算定される1日あたりの通勤手当から消費税及び地方消費税相当額を除外した金額
- 4 事業期間内に支給される賞与を次のとおり加算することができます。なお、事業期間対象分の賞与を支給することが確定している場合も含まれます。
  - (1) 年俸制又は月額制適用者  
年額に加算できる賞与の額：年間賞与  
月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨て）
  - (2) 日給制又は時給制適用者  
日給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日（1円未満切捨て）  
時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日÷所定労働時間（1円未満切捨て）

## 2-2-3

### 等級単価一覧表及び月給単価算出表の適用方法

- 1 等級単価適用者が等級単価一覧表（別表1）に適用する健保等級については、以下の方法により決定します。
  - (1) 従事月に適用されている健保等級を適用します。
  - (2) 健保等級の変更（定時決定や随時改定）があった場合は、その改定月から改定後の健保等級を適用します。
    - ア 定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用します。
    - イ 随時改定は、被保険者標準報酬決定通知書の改正年月を適用します。
- 2 1の健保等級については、様式1（健保等級証明書：当該事業者の給与担当課長等による実績の証明が必要）及び、被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料額表、給与明細等により確認します。
- 3 月給単価算出表により月額単価を算出する者の給与額については、以下の方法により決定します。
  - (1) 当該月に適用されている給与額を適用します。
  - (2) 給与額に改定があった場合は、その改定月から改定後の給与額を適用します。
- 4 3の給与額については、様式2（給与証明書）により、当該事業者の給与担当課長等による実績の証明が必要です。ただし、給与明細、雇用契約書等により給与額が確認できる場合は、当該証明書の提出は不要です。

**2-2-4****直接作業時間の算定について**

補助業務従事日誌は、事業従事者の従事時間と作業内容を証明するもので、人件費の実績額を確認するために必須の証拠書類となります。

1 補助業務従事日誌（様式3）

21ページに様式3及び記載例がありますので、ご確認ください。

2 記載方法

人件費の対象となっている事業従事者毎に補助業務従事日誌を整備してください。

- (1) 補助業務従事日誌の記載は、事業従事者本人が自分で記載してください。  
(数週間分をまとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされるおそれがないようにしてください。)
- (2) 当該補助事業に従事した時間のみを記載してください。昼休みや休憩時間は除外してください。
- (3) 当該補助事業における具体的な従事内容（製作、研究、出張、会議等）が分かるように記載してください。
- (4) 責任者はタイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等、帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複していないかを確認のうえ、記名・押印してください。
- (5) 個人情報保護の観点から必要がある場合は、マスキング等の処理をしてください。

**2-2-5****人件費の確認書面について**

人件費の算定にあたっては、下記の書類を確認させていただきます。実績報告時にご提出いただきますので、ご準備いただきますようお願いいたします。

【ご提出いただく書類】

適用区分	人件費確定にあたっての書類
等級単価適用者	健保等級証明書（様式1）及び被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料額表、給与明細等
等級単価適用者以外の者	給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書等
上記共通	給与台帳、補助業務従事日誌（様式3）、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿、給与の支払額が確認できる書類（銀行振込受領書等）等

次の経費は補助対象外となりますので御注意ください。

- 補助事業者として当然備えているべき機械・備品等（机，椅子，書棚等の什器類，事務機械等）
- 補助金交付申請期限の翌日(令和4年6月1日)よりも前に発注，購入，契約等を実施したもの
- 補助事業者が既に所有している転用・代用が可能と認められる機械・設備等
- 汎用性があり，目的外使用になり得るもの（例えば，事務用のパソコン，プリンタ，OS（ウィンドウズ等），エクセル，パワーポイント等）の購入費（計測・分析等の機械と一体的に専用で使用され，据え付けられているなど汎用性が無い場合は可）
- 学会参加旅費及び海外旅費（事業の遂行に不可欠と認められる場合は可能な場合があります）
- 販売を目的とした製品，商品等の生産に係る経費（テスト販売を除く）
- 事務所等にかかる家賃，保証金，敷金，仲介手数料，光熱水費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代，雑誌購読料，新聞代，団体等の会費
- 郵便料金，電話料金，インターネット利用料金等の通信費
  - ※ 通信に関する製品，技術等に係る実証研究のために要する通信回線のレンタル料，使用料等であって，他の通信に流用できないもの（実証研究でしか利用できないもの）については，ここでいう「通信費」にはあたりません。
- 飲食，奢侈，娯楽，接待等の費用
- 不動産の購入費，自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 税務申告，決算書作成等のために税理士，公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む）
- 各種保険料及び公租公課（消費税等）等
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金。
- 補助金事業計画書，交付申請書等の書類作成・送付に係る費用。
- 補助事業に係る経理処理等の事務担当者の労務費。
- 補助事業に関して研究業務以外に要した時間の労務費。（補助事業に係る県機関等との事務打合わせ，補助金交付要綱に基づく各種届出書，報告書等の作成作業，特許出願に係る弁理士との打合せ等）。
- 価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費。
- 上記のほか，公的な資金の用途として社会通念上，不適切と認められる経費。
- その他補助事業に要する経費として明確な説明ができない経費。

**2-4****補助金の支払いについて****<補助金の支払いは後払いになります。>**

- 県から補助事業者への補助金の支払いは、購入業者等への代金の支払いが済んでいる経費が対象となります。
- したがって、補助事業者から購入業者等への代金の支払に関しましては、全て一旦、各補助事業者において立替払で購入業者等へお支払いいただくこととなりますので、御注意願います。

**2-5****補助事業者から受注業者への代金の支払いについて****<代金のお支払いは事業実施年度内に完了してください。>**

- 補助金の対象となる事業については、令和5年3月31日までに、すべての代金の支払いを完了させてください。
- 小切手・手形での支払の場合でも、必ず、令和5年3月31日までに決済される（支払期日が到来する）ことが必要となります。

**<「回し手形」でのお支払いはできません。>**

- 補助金に係る事業については、補助事業者自身が経費を負担したことを証明する必要があります。
- 経費の支払いの際、費用負担の証明できない「回し手形（裏書譲渡された手形）」の使用は出来ませんので、御注意願います。

**2-6****消費税の取り扱いについて****<消費税分は補助金の対象となりません。>**

- 補助金は、その制度上、消費税分を各補助事業者へお支払いすることが出来ません。
- 補助金の申請には、すべての金額を消費税抜きの数字で精算してください。（内税の場合には、所定の率で割り戻して、税抜きの価格にて精算願います。）

**2-7****事業内容の変更について****<事業の内容が変わる場合は、知事の承認が必要となります。>**

- 補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、知事の承認を受けなければなりません。
- 変更承認の手続きを経ないで行われた事業に関しては、補助対象経費としては認められなくなることから、事業内容に変更が生じそうな場合には、必ず早めに県担当者まで御連絡願います。
- ただし、次の軽微な変更については、変更手続きは必要ありません。  
〔承認が不要となる変更〕
  - ・ 補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更である場合
  - ・ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- 補助金交付決定額を増額する変更はできません。したがって、事業に係る経費が最終的に増額となった場合でも、交付される補助金は当初の決定額となります。

**2-8****補助金により整備した設備（財産）の管理について****<補助事業で整備した設備等は、勝手に処分することはできません。>**

- 事業が完了した後は、財産の台帳を整備し、保管状況を明らかにしてください。
- 補助金で整備した施設や設備を補助金の交付の目的以外に使用したり、処分したりする場合は、事前に知事の承認を受けなければなりません。
- 処分とは、「取壊し」、「廃棄」、「他の用途での使用」、「貸付」、「譲渡」、「交換」、「担保提供」をすることです。
- 知事の承認が必要となる期間は、当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間となります。
- 知事の承認を受けて財産を処分し、収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還する必要があります。

**2-9****他の補助事業の取り扱いについて****<同一のテーマで他の補助事業との重複はできません。>**

- 同一の内容の事業について、他の機関が実施する補助金、助成金、奨励金等との併用はできません。

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

### 1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

### 2. 利益等排除の方法

#### （１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

#### （２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第２位を切り上げて計算します。

#### （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、（２）及び（３）が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。



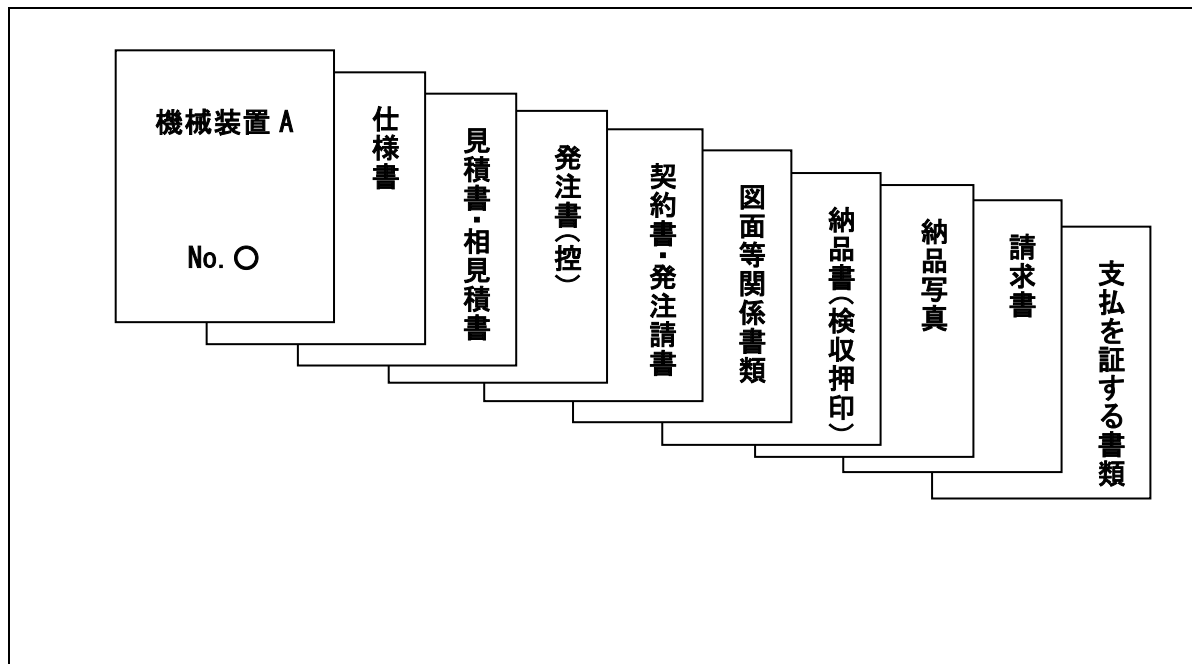
# 3 実績報告書の作成

3-1

## 関係書類の整理

- 各経費区分の項目ごとに、下記の内容で書類を整理してください。また、項目ごとに書類の「番号」をつけると整理がしやすくなります。

《機械装置費の場合》



### 支払を証する書類について (例)

【振込の場合】 振込依頼書，通帳の写し，領収証

【現金の場合】 領収証，(現金を引き出した)通帳の写し

【手形の場合】 手形帳の控え，当座勘定照合表，領収証

※複数の請求をまとめて支払っている場合は，その支払に係る全ての請求書を備えてください。

- 補助対象経費ごとに集計して、補助金額を計算します。その際に、次の点に御注意ください。

#### 【「値引」の取扱】

代金請求の際に「値引」されている場合は、値引後の金額が補助対象経費となります。補助対象経費と対象外経費が混在した代金の請求で値引きされている場合は、金額の割合に応じて、値引額を補助対象経費から控除してください。

<計算例>

補助対象経費 100 万円，対象外経費 25 万円，合計 125 万円の請求の際に、10 万円を値引きされた場合。

経費全体に対する補助対象経費の割合	$100 \text{ 万円} \div 125 \text{ 万円} = 0.8$
補助対象経費の値引き額	$10 \text{ 万円} \times 0.8 = 8 \text{ 万円}$
補助対象経費	$100 \text{ 万円} - 8 \text{ 万円} = \underline{92 \text{ 万円}}$

#### 【「振込手数料」の取扱】

商慣習により、振込手数料分を請求金額から控除して代金を支払う場合があります（振込手数料相手方負担）。振込手数料分を相手方が負担している場合は、補助対象経費からその分を控除することになります。

<計算例>

補助対象経費 100 万円，消費税 10 万円，合計 110 万円の請求の際に、550 円の振込手数料を差し引いて支払った場合。

振込手数料 550 円のうち、手数料の本体部分 500 円を補助対象経費から控除します。

補助対象経費	$100 \text{ 万円} - 500 \text{ 円} = \underline{99 \text{ 万} 9500 \text{ 円}}$
--------	--

- 関係書類が整い、補助金額が計算できたら、実績報告書を作成してください。
- 実績報告書が完成したら、「3-1 関係書類の整理」で整理した書類のコピーとあわせて、県の担当者へ書類を提出してください。
- 県の担当者は、書類を受け取った後、現地において納品された現物及び関係書類の原本を確認します。必要があれば、書類の補正を指示します。
- 事業の完了と報告書等の書類が整っていることを確認した後、指定された口座へ補助金をお支払いします。

# 4 参考資料

4-1

別表1 等級単価一覧表（健保等級適用者）（令和4年度適用）

健 保 等 級 適 用 者					労務費単価（円／時間）	
等級	報酬月額	報酬月額			【A】賞与なし、年4回以上	【B】賞与1回～3回
		以上	～	未満		
1	58,000		～	63,000	350	470
2	68,000	63,000	～	73,000	410	550
3	78,000	73,000	～	83,000	480	630
4	88,000	83,000	～	93,000	540	720
5	98,000	93,000	～	101,000	600	800
6	104,000	101,000	～	107,000	640	850
7	110,000	107,000	～	114,000	670	900
8	118,000	114,000	～	122,000	720	960
9	126,000	122,000	～	130,000	770	1,030
10	134,000	130,000	～	138,000	820	1,090
11	142,000	138,000	～	146,000	870	1,160
12	150,000	146,000	～	155,000	920	1,230
13	160,000	155,000	～	165,000	980	1,310
14	170,000	165,000	～	175,000	1,040	1,390
15	180,000	175,000	～	185,000	1,110	1,470
16	190,000	185,000	～	195,000	1,170	1,550
17	200,000	195,000	～	210,000	1,230	1,640
18	220,000	210,000	～	230,000	1,350	1,800
19	240,000	230,000	～	250,000	1,480	1,960
20	260,000	250,000	～	270,000	1,600	2,130
21	280,000	270,000	～	290,000	1,720	2,290
22	300,000	290,000	～	310,000	1,850	2,460
23	320,000	310,000	～	330,000	1,970	2,620
24	340,000	330,000	～	350,000	2,090	2,780
25	360,000	350,000	～	370,000	2,220	2,950
26	380,000	370,000	～	395,000	2,340	3,110
27	410,000	395,000	～	425,000	2,520	3,360
28	440,000	425,000	～	455,000	2,710	3,610
29	470,000	455,000	～	485,000	2,890	3,850
30	500,000	485,000	～	515,000	3,080	4,100
31	530,000	515,000	～	545,000	3,260	4,340
32	560,000	545,000	～	575,000	3,450	4,590
33	590,000	575,000	～	605,000	3,630	4,840
34	620,000	605,000	～	635,000	3,820	5,080
35	650,000	635,000	～	665,000	4,000	5,330
36	680,000	665,000	～	695,000	4,190	5,570
37	710,000	695,000	～	730,000	4,380	5,820
38	750,000	730,000	～	770,000	4,620	6,150
39	790,000	770,000	～	810,000	4,870	6,480
40	830,000	810,000	～	855,000	5,120	6,800
41	880,000	855,000	～	905,000	5,420	7,220
42	930,000	905,000	～	955,000	5,730	7,630
43	980,000	955,000	～	1,005,000	6,040	8,040
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	6,350	8,450
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	6,720	8,940
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	7,090	9,430
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	7,460	9,920
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	7,830	10,420
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	8,200	10,910
50	1,390,000	1,355,000	～		8,570	11,400

健保等級適用者以外（年俸制・月給制）			労務費単価 （円／時間）
月給範囲額			
以上	～	未満	
	～	83,790	470
83,790	～	97,090	550
97,090	～	110,390	630
110,390	～	123,690	720
123,690	～	134,330	800
134,330	～	142,310	850
142,310	～	151,620	900
151,620	～	162,260	960
162,260	～	172,900	1,030
172,900	～	183,540	1,090
183,540	～	194,180	1,160
194,180	～	206,150	1,230
206,150	～	219,450	1,310
219,450	～	232,750	1,390
232,750	～	246,050	1,470
246,050	～	259,350	1,550
259,350	～	279,300	1,640
279,300	～	305,900	1,800
305,900	～	332,500	1,960
332,500	～	359,100	2,130
359,100	～	385,700	2,290
385,700	～	412,300	2,460
412,300	～	438,900	2,620
438,900	～	465,500	2,780
465,500	～	492,100	2,950
492,100	～	525,350	3,110
525,350	～	565,250	3,360
565,250	～	605,150	3,610
605,150	～	645,050	3,850
645,050	～	684,950	4,100
684,950	～	724,850	4,340
724,850	～	764,750	4,590
764,750	～	804,650	4,840
804,650	～	844,550	5,080
844,550	～	884,450	5,330
884,450	～	924,350	5,570
924,350	～	970,900	5,820
970,900	～	1,024,100	6,150
1,024,100	～	1,077,300	6,480
1,077,300	～	1,137,150	6,800
1,137,150	～	1,203,650	7,220
1,203,650	～	1,270,150	7,630
1,270,150	～	1,336,650	8,040
1,336,650	～	1,403,150	8,450
1,403,150	～	1,482,950	8,940
1,482,950	～	1,562,750	9,430
1,562,750	～	1,642,550	9,920
1,642,550	～	1,722,350	10,420
1,722,350	～	1,802,150	10,910
1,802,150	～		11,400

様式1						
健保等級証明書						
補助期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日						
令和 年度	健保等級					
従事者氏名	6月	9月	月	月	賞与の 支給回数	備考
〇〇〇〇	20	21			2	2.6.1 2.12.1
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						
令和 年 月 日						
令和 年度事業従事者に係る健保等級について、上記のとおり証明します。						
名 称（社名等）：						
所 属 部 署 名：						
証明者氏名（自署）：						

- 本様式は、人件費単価の算定方法のうち、等級単価適用者にのみ使用する。
- 事業の開始月、定時決定月（9月）、新規の登録従事者の従事開始月、健保等級に改定がある月については必ず記載する。
- 賞与の支給回数は、算用数字で回数を記載のこと。また、備考欄には賞与の支給日（あるいは支給予定日）を記載のこと。

様式2				
給与証明書				
補助期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日				
令和 年度	月額給与			
従事者氏名	6月	月	月	備考
〇〇〇〇	給与額	370,000		
	賞与相当額	620,000		
	賞与の支給回数	2		
〇〇〇〇	給与額			
	賞与相当額			
	賞与の支給回数			

令和 年 月 日

令和 年度事業従事者に係る給与支給額について、上記のとおり証明します。

名 称（社名等）：

- 本様式は、人件費単価の算定方法のうち、等級単価適用者以外の者のうち、月給単価を使用する者のみ使用する。
- 年俸制の者については、算定した月給額を記載する。
- 事業の開始月、新規の登録従事者の従事開始月、給与に変更がある月については必ず記載する。
- 賞与の支給回数は、算用数字で回数を記載のこと。

様式3

補助業務従事日誌(令和〇〇年7月分)  
【新規参入・新産業創出等支援事業費補助金】

作業従事者: 新産 太郎 印

※勤務時間8:30~17:30 昼休み12:00~13:00

月 日	従事	当該事業の従事時間						従事時間数			従事内容	
		①			①			①	②	計		
		開始	終了	除外する時間	開始	終了	除外する時間					
7月1日	水											
7月2日	木	○	13:00	14:00	0:00				1:00		1:00	設計打合せ
7月3日	金	○	8:30	10:30	0:00	16:00	18:30	0:00	2:00	2:30	4:30	△△部分設計作業
7月4日	土											
7月5日	日											
7月6日	月											
7月7日	火											
7月8日	水											
7月9日	木											
7月10日	金	○	8:30	12:00	0:00				3:30		3:30	△△部分設計作業
7月11日	土											
7月12日	日											
7月13日	月											
7月14日	火											
7月15日	水											
7月16日	木											
7月17日	金											
7月18日	土											
7月19日	日											
7月20日	月	○	8:30	17:30	1:00				8:00		8:00	〇〇部分, □□部分設計作業
7月21日	火											
7月22日	水	○	8:30	17:30	1:00				8:00		8:00	〇〇部分組立作業
7月23日	木											
7月24日	金	○	8:30	17:30	1:00				8:00		8:00	〇〇部分組立作業
7月25日	土											
7月26日	日											
7月27日	月	○	8:30	17:30	1:00				8:00		8:00	〇〇部分組立作業
7月28日	火	○	8:30	18:30	1:00				9:00		9:00	〇〇部分組立作業
7月29日	水	○	8:30	17:30	1:00				8:00		8:00	〇〇部分組立作業
7月30日	木											
7月31日	金											

【月計】

令和〇〇年7月31日

作業従事日数	9日
作業従事時間数(計)	58時間00分

上記報告に基づき、業務に従事したことを証します。

業務管理者 宮城 次郎 印